## 「泉佐野市環境美化推進条例の罰則の強化について~ポイ捨て等、路上喫煙の禁止と違反者への過料」 に対するパブリックコメントの結果報告

- 1 実施日 平成23年6月20日~平成23年7月11日
- 2 実施方法 市役所(環境衛生課、情報公開コーナー) 市ホームページ
- 3 応募数 6件
- 4 ご意見及び回答

整理番号		ご意見等	回答
1	路上喫煙の禁止につ	条例の目的は「快適な生活環境の保全と都市環境の美	喫煙は個人の嗜好によるもので、それ自体は尊重さ
	いて	化」であり、路上喫煙を禁止する合理的な理由が理解	れるべきと考えます。しかしながら人混みでの路上喫
		できない。路上喫煙を禁止するのであれば、路上飲	煙は火傷などの危険があり、煙が周囲の方への迷惑に
		酒・飲食等も禁止すべき。	なることがあります。そのため、今回ポイ捨て、ペッ
	路上喫煙の禁止につ	立ち止まって携帯灰皿を使用する等、周囲の方に配慮	トの糞の始末とともに罰則強化の対象として検討して
2	いて	しながらマナーを守った喫煙まで規制することは行	おりますが、喫煙マナー向上の助けとなるような方法
		き過ぎ。禁止区域を指定するのであれば、真に人通り	を考えていきたいと思います。
		の多い場所にとどめるとともに、民有地を除くべき。	
		また状況の変化に応じた区域指定の解除等柔軟な運	
		用が図られるべき。	

	路上喫煙の禁止につ	路上喫煙だけを取り上げるのではなく、美化を乱して	
3	いて	いるポイ捨て、ペットの糞の後始末についてあまさず	
		罰則強化の対象とすべき。	
	過料の徴収について	ポイ捨てに対する過料(1000円程度)には賛成。	過料の徴収ありきではなく、同時に市民の皆さんへ
4		路上喫煙に対する過料は反対。	の周知とマナーについての啓発が重要だと考えていま
4		ペットの糞の放置など悪質な行為には5万円程度の	す。町会の皆さんにもご協力を頂き、また教育現場や
		過料でもよいのではないか。	関係機関との連携もしながら、啓発をすすめていきた
	過料の徴収について	過料の徴収だけでマナーに対する意識が改善される	いと思います。
		とは思えない。官民一体のマナー啓発活動こそ重要。	
5		取り締まりのための経費の発生や、全ての違反者から	
		の徴収が困難であることから公平性の面などの懸念	
		がある。	
6	過料の徴収について	過料の徴収を最優先にするのではなく、まず条例の内	
		容を広く周知するのが先。	
		過料徴収にかかる費用対効果も視野に入れながら検	
		討すべき。	
7	過料の徴収について	1000円~2000円が妥当	
	過料の徴収について	過料の徴収を行ったところで、ポイ捨てがなくなるか	
8		は別。利用者がポイ捨てをしていると思われる商店も	
		あり、そういった商店に罰金を。	
	禁止区域について	市内全域が対象だが、過料の徴収は駅周辺など人が多	過料の徴収には「現認」が必要です。人員やコスト
9		く集まる場所での摘発が良い。その他の場所は車でパ	の面から、やはり一定の禁止区域を指定する方が効果
		トロールを。	的にであるし、より効果的な啓発にもつながると考え

	禁止区域について	禁止区域を指定する場合は、特に常時人通りの多い場	ます。
1 0		所など必要最低限の地域に限定すべき。また、禁止区	駅前や公園のゴミ箱や灰皿については、かえってポ
		域内には喫煙可能な場所(灰皿等)を設置すべき。	イ捨て等が増えたために廃止した経緯があり、なお検
			討が必要と考えます。